

融資制度取扱機関 各位

岡崎市長 内 田 康 宏

令和 8 年度岡崎市中小企業融資制度及び各補助金について（通知）

平素は、本市の中小企業融資制度に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 8 年度岡崎市中小企業融資制度及び各補助金について御案内させていただきます。制度の内容及び改正点について、貴店内関係者及び事業者の皆様に御周知くださいますようお願い申し上げます。

また、来年度のリーフレット等は、令和 8 年 4 月 1 日に各金融機関の母店様宛てに F A X で送付し、同日にホームページでの公開を予定しております。

記

1 令和 8 年度の主な改正点

- (1) 愛知県中小企業融資制度の融資利率が一律 0.4%引上げとなり、これに伴い、**岡崎市中小企業事業資金（マル岡）の融資利率も一律 0.4%引上げ**となります。
- (2) **保証料補助金の返還金の未納がある場合、岡崎市中小企業事業資金（マル岡）の融資あっせんの申込ができないよう、岡崎市中小企業事業資金融資あっせん規則を一部改正**します。保証料補助金の返還金を請求する際には、対象者に加え、担当金融機関の支店様宛てに通知を送付しております。対象者への周知に御協力をお願いいたします。
- (3) 保証料補助金の提出書類のうち、補助対象の車両の購入がある場合に提出が必要な車検証の写しについて、電子車検証の場合に自動車検査証記録事項をあわせて提出いただいておりますが、運輸支局等での交付が終了したため、令和 8 年度からは**車検証の写しのみの提出で可能**とします。

2 年度末の融資あっせん受付について

信用保証付きのものにあつては、**愛知県信用保証協会にて令和 8 年 3 月 31 日 15 時まで**に受理された融資制度には、令和 7 年度の融資利率が適用され、以降は新融資利率が適用されます。通常、市役所窓口にて融資あっせんの申込を受理した場合、翌日に愛知県信用保証協会へ郵送しています。郵送状況により、愛知県信用保証協会に到着するまでに時間を要し、期限までに受理されない恐れがあるため、以下のとおり運用を変更いたします。令和 8 年 4 月 1 日以降は現在の運用に戻しますので、一時的な対応であることを御理解ください。

下記運用にて対応いたしますが、不足資料等により愛知県信用保証協会にて受付に至らない場合を考慮し、余裕をもって申請いただくようお願いいたします。提出いただいた完納証明書で市税の完納が確認できない場合、追加資料の提出や税関係の部署への確認など、時間を要する場合がありますので御注意ください。下記日程にお申し込みいただく場合、**3月3日以降に取得した完納証明書の御提出が必要です。**

3月25日受付分まで	現在の運用（愛知県信用保証協会へ翌日郵送）
3月26日から3月27日受付分まで	市役所窓口で受付を行った 翌営業日 15時以降 に、あっせん資料一式をお渡しします。直接愛知県信用保証協会へ御提出ください。
3月30日受付分	31日 10時以降 に、あっせん資料一式をお渡しいたします。直接愛知県信用保証協会へ御提出ください。
3月31日以降の受付	現在の運用（愛知県信用保証協会へ翌日郵送） ※31日受付分については、原則翌日（4月1日）に保証協会へ郵送しますので、同日中の保証協会への持ち込みはできません。



[岡崎市ホームページ](#)

（担当：経済振興部商工労政課 労政金融係
電話 0564-23-6214 FAX0564-23-6213）